

興業債券ニ割増金ヲ附與スルノ可否 

興業債券ニ割増金ヲ附與セラレタキ旨日本興業銀行ヨリ申請アリタルカ本問題ハ左記諸真ニ就キ慎重ノ考慮ヲ要スルモノト認ム

一、從來ノ方針

割増金ハ其ノ性質上一アツテニナシ之政府ノ傳統的方針ナリ從來日本興業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、若ハ東洋拓殖會社等ヨリ「勸銀」ニ與フルナラハ我々ニモ與ヘラレトノ理由ニテ度々本省ニ迫リタルコトアルモ割増

大 藏 省

一、興業債券ニ割増金ヲ附與スルノ可否ニ關シテ、從來日本興業銀行ヨリ申請アリタルカ本問題ハ左記諸真ニ就キ慎重ノ考慮ヲ要スルモノト認ム

金ハ農工業金融カ性質上長期低利タルコトヲ其ノ要素トスル爲萬止ムヲ得スシテ勸業銀行ニ許シタルモノニシテ之ヲ他ニモ許與スルハ風散上ヨリスルニ絶對ニ不可ナリトシテ之等要望ヲ峻拒シ来リタルモノナリ。今ニ至ツテ之ヲ興業銀行ニ許ストキハ其ノ根本方針ニ反スルノミナラス他ニモ亦之ヲ興ヘサルヲ得サル勢ヲ馴致シ到底收拾スルコト能ハサルニ至ルヘシ

第三 沿革

故ニ又割増金附勸業債券ノ存在セル際政府ニ於テ同様ノ債券ヲ募集ス

ルコトハ面白カラストシテ之ヲ避ケタ

リ。即日露戦争當時ノ貯蓄債券ハ立法的、経済的ニハ政府ノ債券ナルコト明カナルニ拘ラス形式的ニハ勸業銀行ノ債券トシテ（所有債券者ニ對スル償還義務者ハ勸銀ナリ）同行ヨシテ之カ取扱ヲ爲サシメタルナリ。其ノ後寺内内閣當時議會ニ提案シテ成立スルニ至ラザリシ戰時貯蓄債券法案亦然リ。而シテ當時本省内ニ開カレタル勸農合併問題研究会ニ於テハ政府ト勸銀ノ両者カ発行スルコトハ勿論可ナリトシ之ヲ勸銀ヨリ政府ノ手ニ取上クルコト

モ政府ノ立場上不可ナリトセラレタルコトアルナリ

第三、政治關係

勸業債券ノ最高割増金五千円ニ對シテハ最近ノ議會ニ於テ少カラサル非難アリタルハ周知ノ事實ナリ殊ニ加藤内閣ハ綱紀肅正ヲ其ノ政綱トセラレタル關係上一層此ノ攻撃ハ銳カリシカ如シ本問題ハ實ニ從來殆ト精神的感觸的ニ非議セラレタル傾向アリサレハ民心弛緩ノ爲畏クモ國民精神作興ノ大詔煥發セラレタル今日ニ於テ傳來ノ方針ヲ打破シ新ニ割増金ノ附與ヲ特許セシ

トスルニハ政府ニ於テ之等ノ真面目ナル反感ヲ能ク融和シ得ルノ用意ナカ

第四、現行法ノ關係

大正十年春勸農兩行合併法律ノ制定ト同時ニ勸業銀行法亦改正セラレ割増金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ノ用途ハ農業貸付ニ限定セラレタリ尤モ當時工業中國民生活ニ緊切ノ關係アリテ俄ニ利益ヲ擧クルコト能ハサルモノニ對シテハ明文ヲ以テ右資金ノ融通ヲ許サントスルノ議アリタルモ其ノ文言ニ苦ミ遂ニ「但シ大藏大臣

ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
トセラレタルモノナルヲ以テ法意ハ必ス
シモ工業ニ對シテ之カ供給ヲ除クシタ
ルモノニハ非ラズト雖事實上ハ此ノ但
書ノ実行セラレタルモノ之ナキナリ故
ニ此ノ莫ハ別段差支ナキカ如クナルモ
工業専門ノ興業銀行ニ許與セントス
ル以上一應考慮スルノ要アルヘシ

第五 割増金附與ノ理由

割増金ヲ附與スル理由ニ了リ

- 一 銀行業務ノ性質上長期低利ノ資
金ヲ蒐集スル必要アル場合
- 二 下層階級ノ遊資ヲ吸収スル必要
アル場合

日本勸業銀行ニ與ヘラレタルハ(一)ノ
理由ニ存シ又貯蓄債券ハ(二)ノ理由ニ依
リテ發行セラレ今由興業銀行ニ此特
典ヲ與ヘントスルモ亦此(二)ノ必要ニ出
ツルカ如シ即チ日本勸業銀行法制定
當時ノ説明書ニ曰ク

「割増金ヲ付スルハ敢テ射倖ヲ主ト
スルニアラスシテ成ルヘク低利ニ
債券ヲ募集シ得ル爲ニ設ケラレタ
ルモノニ過キス其斯ノ如ク低利ノ債
券ヲ募集スルニ苦心スル所以ノモノハ
畢竟此債券ノ利率低カラサレハ從
テ低利ニ貸付クルヲ得ス果シテ然ラ
ハ故ラニ不動産抵當銀行ヲ設立ス
ルノ目的ヲ達スル能ハサルナリ是レ
實ニ公益上止ムヲ得サルノ便法タル
所以ニシテ之ヲ以テ直ニ彼ノ普通
ノ富ト同一視シ之ヲ排斥スルノ不

可ナルヤ明瞭ナリト

然ルニ勸業銀行法ハ原則トシテ
此ノ特典資金ヲ農業以外ニ使用ス
ルコトヲ禁シ事實亦農業以外ノ用
途ニ之ヲ使用シタルコト之ヲ工業
資金ニ對シテハ總テ普通ノ勸業大券
資金ヲ以テ弁シ居レルカ故ニ獨リ興
業銀行ニ於テ大券資金ヲ以テ所要
工業資金ヲ調達スルコト能ハスト
説明スルコトハ困難ナル事情アル
ノミナラス興業債券募集ニ就テハ
尙一校興銀當局ニ考究ヲ促カス

ノ余地アルヲ信スルナリ若シ夫レ
遊資蒐集ノ爲ナラハ一大努力ヲ以
テ割増金附勸業債券ヲ賣出サシ
ムレハ可ナリ、勸業債券ニテ不足ナラ
ハ貯蓄債券ヲ發行スレハ更ニ大
ニ可ナリ、何ヲ苦ンテ勸業債券ニ
比シ公衆ニ馴染少キ興業債券ヲ利
用スルノ要アラシヤト、非難起ル
ヘシ

第六募集ノ實力

興業債券ニ割増金ヲ附與ストス

ルモ能ク勸業債券ニ近キ成績ヲ擧
ケ得ルヤ否大ニ疑ナキ能ハス
一、債券ノ賣出ニハ多年ノ經驗ト周
到ナル設備トヲ要ス嘗テ農工銀
行又ハ北海道拓殖銀行ニ於テ賣出
ヲ實行シテ失敗ニ歸シタル原因
ノ主ナルモノハ實ニ之ナリ、然ルニ
興業銀行ニハ此ノ如キ人的及物的
ノ準備ハ毛頭之ナキナリ、或ハ籍
スニ年数ヲ以テセハ相當ノ成績ヲ
擧クルコトヲ得ンモ今日ノ急場
ニ間ニ合ハサルヲ如何セン

二、興業銀行ハ主トシテ大工業ニ金融
シ居レルノミニテ勸業銀行ノ如ク
廣ク全國津々浦々ニ涉リテ取引
關係ナシ又支店ノ数モ甚タ少ク
其業務ハ毫モ民衆化シ居ラサル
ナリ此ノ如キ銀行ノ債券カ募集
カニ乏シキハ寧ロ當然ナリ
三、土地債権ヲ見返トスル勸業債券
ト然ラサル雜多ノ資産ヲ見返
トスル興業債券トノ間ニハ信用
ニ優劣アリ
四、勸業銀行ト興業銀行トハ其ノ信

用ニ大小ノ差アルコト兩行株券
ノ市價カ常ニ十円以上ノ開キア
ルニ徴シ明カナリ
右ノ如ク債券賣出ノ經驗貸出業務
ノ状況店舗ノ数銀行ノ信用等各方
面ニ於テ劣レル興業債券カ割増金
附勸業債券スラ成績不良ナル今日
之ニ近キ賣出成績ヲ擧ケ得ルモノ
トハ到底信スルコト能ハス但シ割増
金額ヲ過大ナルモノトセハ或ハ相當
ノ成績ヲ擧クルコトヲ得ンモ之ニハ
一、現行五千円ノ金額ニ對シ大ナル

非難アルコト
二 割増金ノ大ナル爲ニハ償還期限
ノ長キヲ要スルコト
三 過大ナル割増金ハ勸業債券ニ悪
影響ヲ及ホシ農業資金ノ涸竭
ヲ來タスコト
四 然ラサレハ兩行ノ競争ヲ惹起シ
テ弊ノ及フ所測リ知ルヘカラサ
ルモノアルコト
等ノ障碍アルコトヲ知ラサルヘカラ
ス

第七 結論

復興事業ノ進展ニ伴ヒ横溢スヘキ
遊資ハ政府ノ貯蓄債券（勸業銀行
ニ取扱ハシムルヲ可トス）ヲ發行シ
テ之ヲ吸収シ然ル後勸興兩行ニ適
宜之ヲ分配スルヲ上乘トス素ヨリ
之ト前後シテ割増金附勸業債券
ヲ募集シ得ル餘地アラハ之ヲ勵
行スル益可ナリ

五

日本興業銀行法改正
法律案質問書

明治三十八年三月
貴族院委員會

昭三十一、二十七